

お知らせ
町内での環境美化活動費を補助します

町では、自然保護や環境美化等の活動を行っている団体に、予算の範囲内で補助金を交付しています。

詳細や申請方法については、環境課までお問い合わせください。

▼対象者
町民が主体となって運営されている団体

▼対象事業

- ・河川、道路、公園の清掃や、草刈等の環境美化活動
- ・植栽等の環境保全活動

▼補助金の種類

○いの町自然保護・環境美化等活動事業費補助金

○いの町仁淀川水系清流保全対策事業補助金

■申請・問い合わせ
環境課

☎893-1160

お知らせ
「こどもの日」プール無料開放について

健康増進施設いやっし〜土佐では、日頃の皆様のご利用に感謝して、今年も「こどもの日」にプールを無料開放します。ぜひ、ご利用ください。

▼日時

5月5日(日)
10時30分〜18時30分
(最終入場時間17時45分)

▼対象となる方

- ・幼児、小学生、中学生
- ・お子様(幼児及び小学3年生以下)に付き添いの保護者1名

▼注意事項

当日は混雑が予想されますので、ご了承ください。

小学3年生以下の方は、保護者と同伴でなければ利用できません。なお、保護者1名に対して2名(小学3年生以下)までが利用できます。再入場の際は通常の施設利用料がかかります。

■問い合わせ

いやっし〜土佐

☎852-7618

お知らせ
国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金からの天引き)について

4月・6月・8月の特別徴収金額は、原則として2月の特別徴収金額と同額を徴収します。

ただし、国民健康保険税は、現在特別徴収されている方の

うち平成31年度中に世帯主が75歳になられる方は、4月以降は特別徴収しません。

なお、通知書は、7月の本算定時に送付します。

また、これまで納付書又は口座振替で納められていた方で、新たに4月から特別徴収が開始される方は、4月上旬までに通知書を送付しますのでご確認ください。

■問い合わせ

町民課

☎893-1117

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

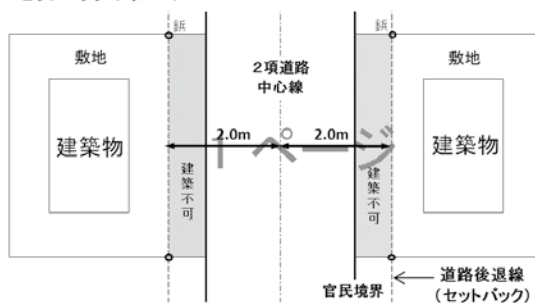
☎869-2112

お知らせ
2項道路沿いに建物を建築する際のセットバックについて

都市計画区域内で建物を建築する際には、建築基準法の規定で幅員が4m以上の道路に接している必要があります。

建築基準法に規定する道路のうち、特定行政庁が指定した幅員が4m未満の道路(法42条2項道路)に接する敷地で建物を建築する場合、原則として道路の中心線から両側に2mずつ後退(セット

～セットバックのイメージ～



※道路の反対側がけ(高さ2.5mを超える)等の場合は、反対側の道路境界線から4mの後退となります。

バック)したところまでを道路とみなし、自己所有地であつても後退部分には建物や門、塀、柵などは造れません。道路は、人や車の通行だけでなく、消防車や救急車といった緊急車両の通行や日照通風、採光など安全・安心で快適な生活環境を確保する上でも重要な役割を担っていますので、建築の際にはセットバックにご注意ください。

▼問い合わせ

土木課

☎893-1116

かりや司法書士事務所



司法書士 刈谷 裕 治
いの町1700番地19-2F
TEL (088) 881-2919
定休日 土曜・日曜・祝日
事前予約により無料相談受付中

相続・公正証書遺言・不動産売買による登記・会社登記

(いの町役場前)

有料広告

